

流山市庁舎施設及び保健センターの個別施設計画

平成 30 年 11 月

—令和 6 年 11 月改訂—

流山市

目 次

1	背景・目的	1
(1)	背景	1
(2)	目的	1
(3)	本計画の位置づけ	1
(4)	計画期間	2
(5)	対象施設	2
2	施設の実態	3
(1)	施設の配置状況等	3
(2)	施設別財産状況	4
(3)	施設の活用状況	4
3	施設整備の基本的な方針等	5
(1)	施設の規模・配置計画等の方針	5
(2)	改修等の基本的な方針	5
ア	長寿命化・建替えの検討フロー	6
イ	長寿命化の方針	7
(3)	基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等	7
ア	改修等の整備水準	7
イ	維持管理の項目・手法等	7
4	長寿命化等の実施計画	9
(1)	施設改修の方向付けと実施計画	9
ア	簡易劣化調査の実施	9
イ	優先順位の考え方	10
ウ	長寿命化等の実施計画	12
(2)	長寿命化等のコストの見通し、長寿命化の効果	12
5	長寿命化等の継続的運用方針	14
(1)	情報基盤の整備と活用	14
(2)	推進体制等の整備	14
(3)	フォローアップ	14

※ 令和6年11月の改訂について

「4 長寿命化等の実施計画」「(1)施設改修の方向付けと実施計画」により簡易劣化度調査を実施した結果「イ優先順位の考え方」「表5総合評価ランク」の各数値を改訂

1 背景・目的

(1) 背景

本市の公共施設は、昭和 40 年代から 60 年代に急激な人口増加にあわせて集中整備されてきた。その後、平成 17 年のつくばエクスプレスの開通以降、市域の約 1/5 に相当する 640ha の一体型特定土地区画整理事業の影響もあり、人口が急増している。

この人口の社会増の傾向は、今後もしばらく続くことが予想されている。

施設整備に関して近年では平成 27 年 4 月にはおおたかの森小・中学校に付属する地域交流センターやこども図書館が新設され、平成 28 年 4 月には、市民総合体育館の建替えとしてキッコーマンアリーナが開館している。

一方で、前述の高度経済成長期に集中整備された公共施設については今後、大規模改修や建替えに多額の費用が必要となると考えられており、これらの適正な維持管理も他自治体と同様に課題となっている。

一般に鉄筋コンクリート造の建物であれば 50～60 年¹は使用できるといわれており、耐用年数は事務所用であれば 50 年²と定められているが、今後はこれを長寿命化³しつつ、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図り、公共施設に必要な機能を確保することが求められている。

また、施設の整備にあたっては、単に劣化した建築物や設備を竣工時の状態に戻すだけでなく、その機能や性能を求められている水準まで引き上げ、安心・安全な施設環境の確保、利用環境の質的向上、地域コミュニティの拠点形成を目指して再生を行うことも求められている。

(2) 目的

「流山市庁舎施設及び保健センターの個別施設計画（以下「本計画」という。）」は、前述の背景を踏まえ施設を総合的観点で捉え、利用環境の質的改善も考慮した大規模改修、長寿命化を目指し、詳細診断の実施時期を設定するなど、計画的に進めることにより、コストの縮減と平準化を図ることを目的として策定した。

また、個別に施設を見直すだけでなく、全市的、横断的な視点を持って、更なる戦略的な施設経営を行うファシリティマネジメントを推進する必要があることから、施設の用途等で分類した結果を個別計画として作成した。

(3) 本計画の位置づけ

国はインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため、「インフラ長寿命化基本計画」を平成 25 年 11 月に策定するとともに、総務省から、これに基づき平成 28 年までに地方公共団体に対し「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むよう要請がなされ、本市としては、「流山市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を平成 27 年 8 月に策定した。

本計画は、これに基づき、また、施設所管を勘案し（５）に定める対象施設の個別施設計画として位置づけるものである。

¹ 地方公共団体における公共施設マネジメント推進のあり方と実務のポイントから抜粋（東京三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング シンクタンクレポート）

² 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表第一

³ 流山市公共施設等総合管理計画では、将来コスト推計において建替え周期を 80 年として推計している。

(4) 計画期間

概ね 40 年間とする。ただし、この期間内でも人口動態、社会経済情勢、国の補助制度などの動向により、柔軟に計画を見直すこととする。

(5) 対象施設

本市が保有する本庁舎、南流山 3 丁目庁舎、旧保健センター、流山市保健センター及び平日夜間・休日診療所（以下「保健センター」という。）を対象とする。

なお、保健センターは、地域保健法に基づく市町村保健センターであり、流山市保健センターの設置及び管理に関する条例（昭和 62 年流山市条例第 6 号）並びに流山市平日夜間・休日診療所の設置及び管理に関する条例（昭和 62 年流山市条例第 7 号）に基づく公の施設であるが、健康福祉部健康増進課⁴の行政機能も併せ持つ施設であることから、本計画で位置づけるものである。

⁴ 本計画策定時の組織名称。組織変更がなされた場合は適宜、読み替えるものとする。

2 施設の実態

(1) 施設の配置状況等

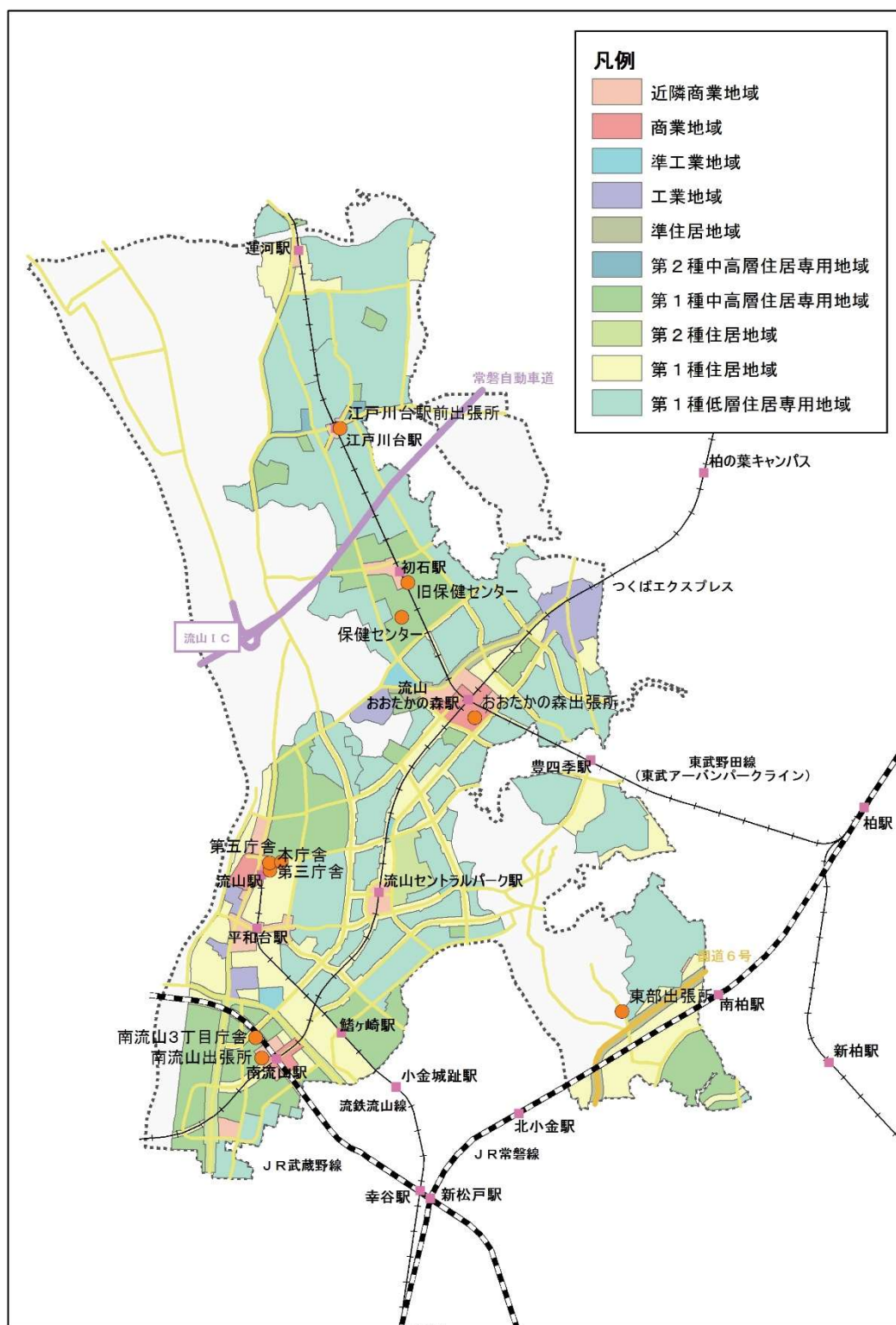


図 1 庁舎施設及び保健センターの配置状況

市役所本庁舎（第一庁舎及び第二庁舎）は行政機能の中核・防災時の災害拠点として重要な施設である。保健センターは各種健診等のサービスを担っており、平日夜間・休日診療所などを併設した保健福祉の中核を担う施設となっており、災害時には災害救護対策本部が設置されることになっている。ハザードマップにおいてもリスクの少ない地域に配置されており、両施設とも 1980 年代後半に市役所第一庁舎（SRC 造）、保健センター（RC 造）が建設されたほか、2009 年に市役所第二庁舎（S 造）が建設されている。

市役所第一庁舎と保健センターは築 30 年に近づいているが、日常・定期清掃や日々のメンテナンスを含めて比較的良好な施設管理が行われてきた。また近年、民間による省エネルギー化（以下「ESCO」という。）事業⁵により空調設備が更新されており（照明も LED 化）、大規模改修で十分に対応可能な状態である。

現在の施設を適正に維持管理・運営するとともに、サービス向上のための各種 FM 施策を展開しつつ、コスト削減・歳入確保やサービスの向上を図っていく。

(2) 施設別財産状況

表 1 庁舎施設等の施設別財産状況

施設名称	建築年	構造	階数	耐震性	面積 (㎡)	備考
本庁舎第一庁舎	1986	S R C	5	新	6,857.65	
本庁舎第二庁舎	2009	S	5	新	3,494.08	
本庁舎守衛・軽食喫茶棟	1987	S	1	新	163.89	
本庁舎第三庁舎	1984	S	2	新	482.60	貸付
本庁舎第四庁舎	1986	S	2	新	236.68	
本庁舎第五庁舎	2002	軽量	2	新	192.85	
本庁舎立体駐車場	2000	S	2	新	976.50	
南流山 3 丁目庁舎	1992	軽量	2	新	489.52	一部貸付
保健センター	1987	R C	4	新	2,310.14	
旧保健センター	1974	R C	2	有	378.60	貸付

凡例

構造 RC：鉄筋コンクリート造 SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造 S：鉄骨造 軽量：軽量鉄骨造
耐震 新：新耐震基準 有：耐震診断実施の結果耐震性有

(3) 施設の活用状況

庁舎施設のうち、第一庁舎、第二庁舎等は庁舎として、保健センターについては、公の施設としても利用しているが、第三庁舎及び旧保健センターは現状、民間事業者や公益社団法人に貸付し、借受者において修繕を実施している。

⁵ 最新の空調・照明設備の導入によるエネルギーコストの削減見込み分を活用して、民間事業者が設備更新を行い、市はイニシャルコストなし（あるいは大幅に削減して）そのエネルギーサービスを受ける事業。平成 30 年 4 月現在、市役所、図書・博物館、生涯学習センター、保健センター等 12 施設で ESCO 事業を実施。

また、南流山3丁目庁舎は、倉庫として利用し、一部は民間事業者に貸し付けしている。建物は軽量鉄骨造2階建であることから、耐用年数は長くは見込めないが、南流山駅付近という立地環境から、資産としての価値は高いと考えられる。

3 施設整備の基本的な方針等

(1) 施設の規模・配置計画等の方針

1(2)に記すとおり、本市の行政機能及び保健福祉の中核を担う施設となっており、また災害発生時には災害対策の拠点となる施設である。市役所本庁舎の主な機能は、市民の窓口、職員の執務及び議会の機能を有し、利便性や情報化にも対応する必要性がある。また、保健センターは、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るため、地域保健法に基づき設置されており、健康保持及び増進に寄与するための拠点となっている。

このうち市役所第一庁舎と保健センターは築30年を経過している。いずれも近年、ESCO事業により空調設備が更新されており(照明もLED化)、大規模改修で十分に対応可能な状態であることから、原則として現在の配置を維持していくこととする。

(2) 改修等の基本的な方針

公共建築物は、老朽化による物理的な耐用年数だけでなく、社会的や機能的な観点から改築や解体されることがある。ところが、一般に適切な維持管理がなされ強度が確保されている場合には、長寿命化を図り使用することも可能であることから、本市の総合管理計画では、公共施設の建替え周期を80年と設定して将来コストを推計している。

長寿命化のメリットとして「建替えと比較して構造体(柱や梁)の工事が大幅に減少するため、工事費用の縮減や工期の短縮を行うことができる」、「長寿命化改修への転換により、限られた予算でより多くの施設の安全性を確保しつつ、機能の向上を図ることができる」、「建替えと比べて廃棄物排出量や二酸化炭素発生量が減少し、大幅に環境負荷が低減する」ことなどが掲げられている。

本市においては、法定耐用年数を超えて使用することを大原則とし、長寿命化によるメリットは大きいと考えられることから、詳細診断の結果により、長寿命化改修が可能な庁舎施設は長寿命化することとする。

なお、庁舎施設は、最長でも築後30年を経過した建築物であることから、耐用年数にはまだ期間があるため、原則として大規模改修等により耐用年数を超えて使用することを目標とし、詳細診断の実施時期及び実際の長寿命化・建替え等の判断については、「4長寿命化等の実施計画」で述べるが、財政状況や各種補助制度を総合的に勘案して設定するものとする。

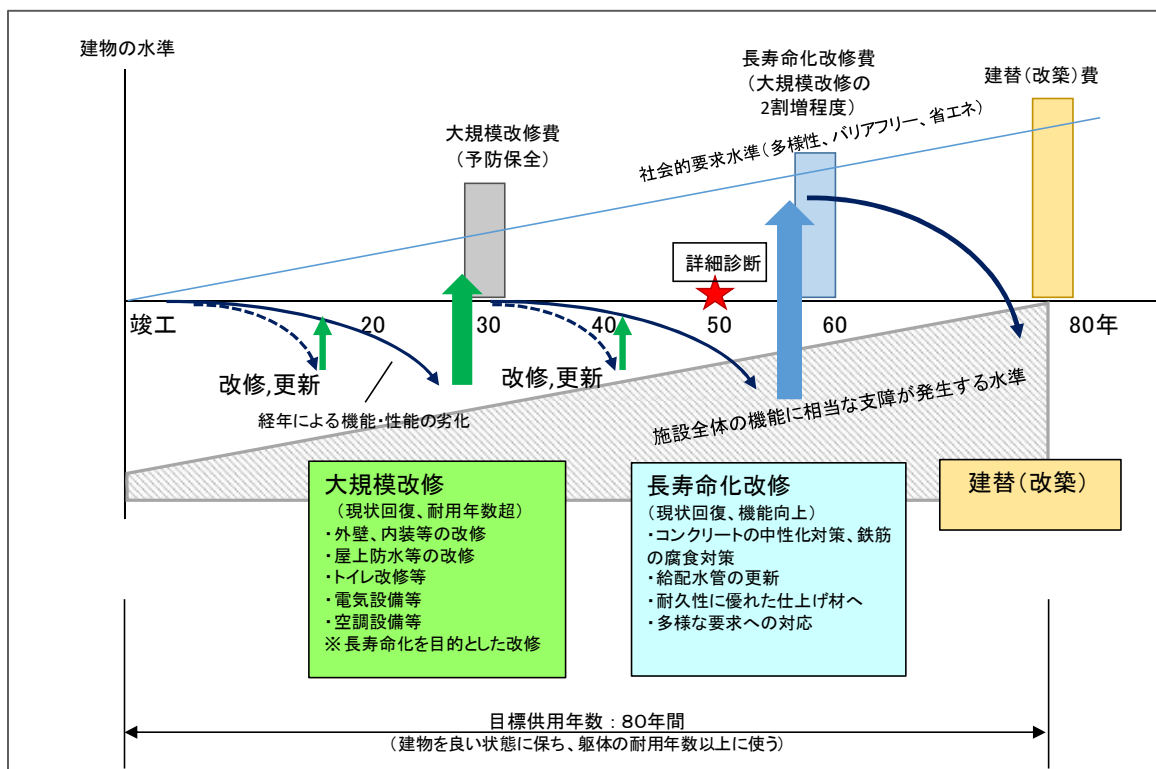


図 2 長寿命化のイメージ図（RC造の建築物）

ア 長寿命化・建替えの検討フロー

図3で示すフロー及び下記に記すとおり、施設所管課で詳細診断を実施し、長寿命化の可否を判断していく。

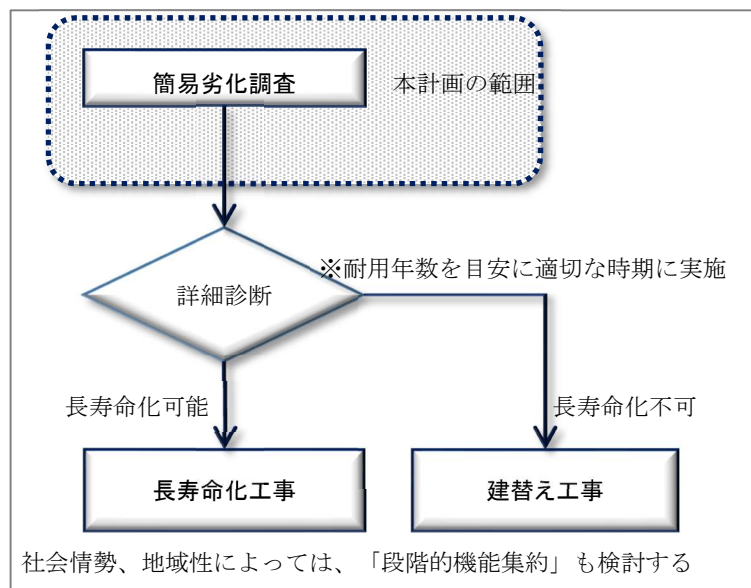


図 3 長寿命化・建替えの検討フロー

詳細診断以降については流山市総合計画⁶（実施計画）において決定することとする。

⁶ 実効性を担保するためには市としての政策判断が必要なことから、確実に事業化していくために、意思決定は市の最上位計画である総合計画において決定することとした。なお、流山市においては総合計画を議会の議決事項としている。

(ア)簡易劣化調査

施設状況の的確な把握と改修等の優先順位を検討するため、4(1)アに記す簡易劣化調査を実施した。

(イ)詳細診断

詳細診断については、専門業者を活用して棟ごとにコンクリートのコア抜き・中性化試験などを含む診断を実施し、長寿命化の可否や LCC⁷を考慮した効果的な長寿命化または建替えの検討を行う。

なお、実施時期については、耐用年数を目安に実施することとし、内容は別途定めるものとする。

(ウ)長寿命化または建替え工事

詳細診断の結果、長寿命化が可能な棟は長寿命化を含む工事を実施し、コンクリート強度や中性化など躯体強度に問題があると判明した建築物では建替え工事を実施する。

なお、いずれの場合も各種補助制度を可能な限り活用して市の財政負担の軽減を図るとともに、現在から将来の施設の使われ方、総合管理計画の考え方を考慮して効率的・効果的な工事を行う。

イ 長寿命化の方針

学校施設の長寿命化計画策定に係る手引（平成 27 年 4 月文部科学省）⁸では、「適正な維持管理がなされ、コンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合には 70～80 年程度、さらに、技術的には 100 年以上持たせるような長寿命化も可能である」とされている。

本計画は、このことを基準とし、鉄筋コンクリート造の建築物については、80 年を目標供用期間として設定する。詳細診断の結果によって、長寿命化可能となった場合は長寿命化し、長寿命化が困難であると判断された棟については、原則 60 年を目標供用期間とした対応を行う。

(3) 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等

ア 改修等の整備水準

本市の庁舎施設の主なものについては、新耐震の建築物で耐震性能に関しては特に問題はない。このうち築 30 年を経過した建築物については、近年空調設備の更新に ESCO 事業を導入するなど、施設水準の維持・向上に努めてきた。

時代とともに施設に要求される性能は高まることから、大規模改修や建替え時には効果的に施設水準の向上を図っていく。

イ 維持管理の項目・手法等

本市では全施設を対象とした施設アンケートを実施（1 回/年）しており、これを活用して施設の実態を把握していく。

⁷ Life Cycle Cost の略。建築物の企画・設計から建設、維持管理・修繕や光熱水費・人件費などの運営、そして解体に至る一連の費用の合計。一般的にイニシャルコスト 20 ～ 25 %、運営経費 50 %程度といわれている。

⁸ 文部科学省 HP : http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/036/toushin/1356229.htm

また、電気工作物、消防用設備等の設備保守点検業務は包括施設管理業務委託⁹により対応している。この包括施設管理業務委託においては、毎月、対象施設の巡回点検がなされ、点検時の簡易修繕や劣化・修繕必要箇所の抽出などが行われている。

引き続き、施設担当者による日常点検に加え、上記の施設アンケート、包括施設管理業務委託などを複層的に実施し、適正な維持管理に努めていく。

⁹ 流山市役所、学校、消防、公民館、図書館、福祉会館など 46 施設（平成 30 年 4 月現在）の電気工作物・浄化槽・消防用設備などの各種保守点検業務を一括発注する業務。保守点検業務と併せて毎月 1 回の全対象施設の巡回点検と点検時における建具等の調整、屋上のドレン廻りの清掃、パッキンの交換などが行われ、管理の質の向上にも寄与している。

4 長寿命化等の実施計画

(1) 施設改修の方向付けと実施計画

ア 簡易劣化調査の実施

施設状況の的確な把握と改修等の時期を検討するため、施設所管課と FM 担当により簡易劣化調査を実施した。なお、簡易劣化調査は各施設の棟ごとに、下記の考え方を元にそれぞれ 5 段階での判定を実施した。

表 2 簡易劣化調査の判断基準

判定結果	劣化調査	対応
I	劣化が見られない健全な状態	特に対応の必要性はない。
II	ほぼ健全な状態	計画的な保全を継続。状態は常時監視。
III	劣化が進んでおり、放置すると機能低下または寿命が早まる	要状態監視。必要に応じて予防保全を実施。
IV	劣化が進んでおり、大きな機能低下が発生している。	今後 3 年以内に改修の対象。
V	劣化が相当程度進んでおり、安全性を損なう可能性がある。	次年度の改修の対象。

施設名		流山市役所				第一庁舎			
仕様	劣化レベル						判定結果	写真	
	チェック項目	ランク 1	ランク 2	ランク 3	ランク 4	ランク 5			
豆砂利コンクリート スタイロフォーム アスファルト防水 コンクリートスラブ	経過年数	10年未満	10～15年	15年以上	20年以上	不明	Ⅲ		
	劣化の程度	健全な状態	ほぼ健全な状態	少し進んだ状態	かなり進んだ状態	著しく進んだ状態			
	劣化の内容	抑えコンクリート部、笠木、立ち上がりは割れがあり、コケが生えている。目地は劣化が進んでいる。							
	不具合申告確認								
炬器（せつ器）質タイル 窓台：御影石	経過年数	10年未満	10～15年	15年以上	20年以上	不明	Ⅱ		
	劣化の程度	健全な状態	ほぼ健全な状態	少し進んだ状態	かなり進んだ状態	著しく進んだ状態			
	劣化の内容	タイルの浮き、ひび割れ、ヘアクラック等が見られるが改修は緊急性を要するものではない							
	不具合申告確認								
アルミサッシ、スチールドア	経過年数	10年未満	10～15年	15年以上	20年以上	不明	Ⅱ		
	劣化の程度	健全な状態	ほぼ健全な状態	少し進んだ状態	かなり進んだ状態	著しく進んだ状態			
	劣化の内容	サッシの開閉の不具合について、補修							
	不具合申告確認								

図 4 簡易劣化調査票（抜粋）

イ 優先順位の考え方

施設の改修を実施する優先順位は、築年数、構造、劣化度及び重要度を考慮し、総合評価ランクとする。

総合評価点の算出方法

総合評価ランクは、下記の計算式により算出した総合評価点に基づき設定する。

$$\begin{aligned}\text{総合評価点} &= (\text{築年数} \times \text{構造係数} + \text{劣化度} \times 10) \times \text{重要度係数} \\ &= (\text{築年数得点} + \text{劣化度得点}) \times \text{重要度係数} \\ &= \text{劣化合計点} \times \text{重要度係数}\end{aligned}$$

築年数

例 築 55 年→55 点

構造係数

耐用年数は構造により異なるため、「建築物の耐久計画に関する考え方」（日本建築学会）を参考として、目標耐用年数^{*1}を設定し、鉄筋コンクリート造を基準とし、構造別に独自の係数を定める。

表 3 構造係数

構造	目標耐用年数 ^{*1}	係数
鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造	80	1
鉄骨造	80	1
木造（在来工法）例：福祉会館などの平屋建て	50	1.6
軽量鉄骨造 例：柔道場などの平屋建て	50	1.6

劣化度

劣化度は、前述した簡易劣化調査に基づいた屋根、外壁、内部及び設備等の劣化状況を考慮し、下記により、施設全体の劣化度を算出する。

屋根、外壁、内部、及び設備等の劣化状況（劣化レベル）の平均点（5 点満点）

重要度係数

施設用途での重要度を加味し、行政機能の中枢を担うものや災害時の拠点的作用としての重要度に基づき設定する。

表 4 重要度係数

重要度	対象施設	係数
用途Ⅰ	庁舎、消防本部（署）等の災害時拠点施設	1.5
用途Ⅱ	避難所・防災上重要な施設	1.25
用途Ⅲ	その他	1

総合評価点

これらの優先順位の考え方を数値化し、総合評価ランクで分類すると次のとおりである。

表 5 総合評価ランク

施設名称	延床面積 ㎡	構造	建築年	築年数	構造 係数	築年数 得点	劣化度	劣化度 得点	劣化 合計点	建物 重要度	総合 評価点	総合 評価 ランク
本庁第一庁舎	6857.65	SRC	1986	38	1.00	38	2.3	23	61	I	91	B
本庁第二庁舎	3494.08	S	2009	15	1.00	15	2.0	20	35	I	53	C
本庁守衛・軽食喫茶棟	163.89	S	1987	37	1.00	37	2.0	20	57	II	71	C
本庁第三庁舎	465.16	RC	1971	53	1.00	53	2.1	21	74	I	112	A
本庁第四庁舎	236.68	S	1986	38	1.00	38	2.4	24	62	III	62	C
本庁第五庁舎	192.85	軽S	2002	22	1.60	35	2.5	25	60	III	60	C
本庁立体駐車場	976.50	S	2000	24	1.00	24	2.3	23	47	III	47	C
南流山3丁目庁舎	489.52	軽S	1992	32	1.60	51	2.7	27	78	III	78	B
保健センター	2310.14	RC	1987	37	1.00	37	2.0	20	57	I	86	B

表 6 総合評価点によるランク

総合評価点	総合評価ランク	現時点の評価
100 以上	A	Aランクについては、詳細診断を実施し、長寿命化改修を検討する。
75 以上 100 未満	B	
75 未満	C	

総合評価点をA～Cの3ランクに分け、100点以上をAランクとし、詳細診断を実施し、結果により長寿命化改修を検討する。

なお、総合評価点については毎年度見直すものとする。

ウ 長寿命化等の実施計画

個別の施設毎に、適用可能な手法を検討し、今後の施設の整備に関する実施計画を作成した。詳細は次のとおり。

施設名称	建築年	～2028 中期	～2038 長期	～2058 超長期
本庁舎第一庁舎	1986	大規模改修	詳細診断	長寿命化改修
本庁舎第二庁舎	2009	修繕	大規模改修	詳細診断 大規模改修
本庁舎 守衛・軽食喫茶棟	1987	第一庁舎付属のため これに準ずる	第一庁舎付属のため これに準ずる	第一庁舎付属のため これに準ずる
本庁舎第三庁舎	1984	修繕	改修	建替えを判断
本庁舎第四庁舎	1986	修繕	改修	建替えを判断
本庁舎第五庁舎	2002	付属建築物で、プレハブのため、利用実態と状況に応じ検討		
本庁舎立体駐車場	2000	修繕	改修	建替えを判断
南流山 3 丁目庁舎	1992	プレハブであるため、利用実態と状況に応じ検討		
保健センター	1986	外壁改修 大規模改修 機械設備更新	詳細診断	長寿命化改修

図 5 実施計画

具体の改修内容、実施の優先順位や事業（工事）年度については、別途実施する詳細診断を踏まえ、合理的な工事範囲を勘案しながら、流山市総合計画（実施計画）において決定する。

なお、旧保健センターについては、公益社団法人に平成 32 年 3 月まで貸付していることから、長寿命化等の実施計画には掲載しない。

(2) 長寿命化等のコストの見通し、長寿命化の効果

3(2)イで設定したように築年数 60 年で建替え（改築）を行う場合と、大規模改修を実施した上で詳細診断を実施し、供用年数を 80 年に延ばす長寿命化を実施した場合の建替え工事費を含め費用比較を行う。60 年建替えの場合は建設後、30 年目に大規模改修を行い、60 年目で建替えすることと設定した。試算上、長寿命化を実施する場合は 30 年目に大規模改修、60 年目に長寿命化改修を行い、80 年目で建替えすることと設定した。

将来 40 年間に於いて、かかる費用の累積額を比較した。建替え時期を先延ばしすることにより直近 40 年における総費用は約 17 億円削減することが可能となることが明らかとなっている。

なお、詳細診断にかかる経費は計上していない。

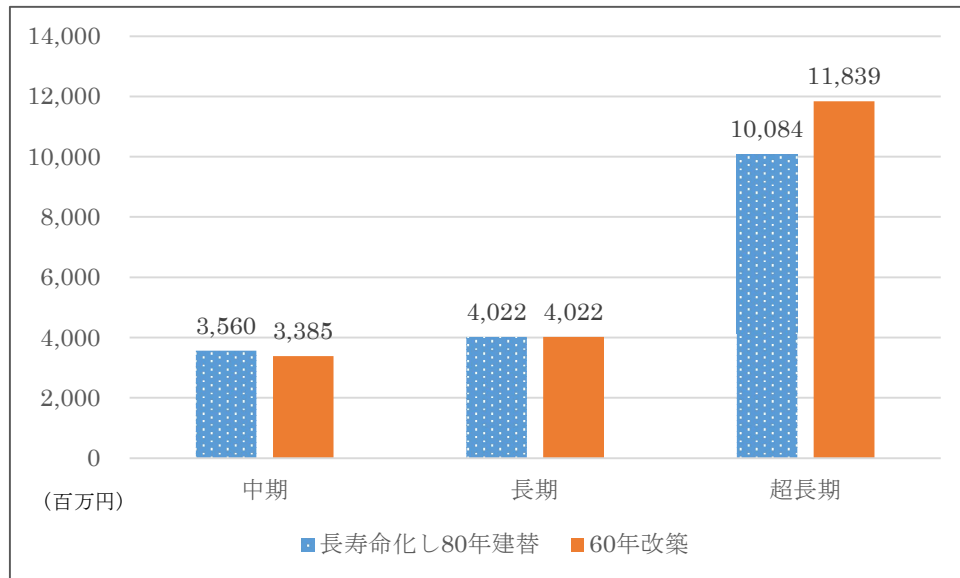


図 6 将来 40 年間に於ける費用比較

※建替え及び改修の単価は以下のとおりに設定した。

建替え費用 = (単価 1) 万円/㎡ × 1.3 (諸費用) × 1.1 (消費税)

大規模改修費用 = (単価 2) 万円/㎡ × 1.3 × 1.1

長寿命化改修費用 = (単価 3) 万円/㎡ × 1.3 × 1.1

(長寿命化改修は通常の改修に加え、老朽化対応、中性化対策工事(外壁・天井裏躯体の保護塗装)、給排水管の更正などを想定し、通常の大規模改修の 2 割増しで単価を設定した)

表 7 建替え及び改修費用

(万円)

	建替え費用 (単価 1)	大規模改修費用 (単価 2)	長寿命化改修費用 (単価 3)
庁舎施設	40	25	30
保健センター	36	20	24

5 長寿命化等の継続的運用方針

(1) 情報基盤の整備と活用

公共施設保全計画システム¹⁰を活用して、施設の基本情報、光熱水費をはじめとする運営経費、工事履歴や劣化情報を一元管理していく。

(2) 推進体制等の整備

庁舎施設の所管課である総務部財産活用課¹¹及び保健センターの所管課である健康福祉部健康増進課¹¹を中心に、本計画を含む庁舎施設及び保健センターのマネジメントを行っていくが、必要に応じて公共施設検討委員会¹²等を活用して、全庁的な体制で対応を図っていく。

また、日常の施設管理の質を向上するため、包括施設管理業務委託による毎月の巡回点検や各種報告書を活用して不具合箇所の早期把握と対応を図っていく。

(3) フォローアップ

本計画は、庁舎施設及び保健センターの改修や建替えの方針及び概要を計画づけるものであり、流山市総合計画（実施計画）のなかで平準化するなど実施年次及び個別の事業費を精査するとともに、補助金、交付税、地方債などを積極的に活用していくこととする。

計画に位置付けられた事業は、優先度評価（意見書制度）の手続きを経て予算要求することとし、当該年度の予算査定において与えられた財源の中で確定するものとする。

¹⁰ 流山市の公共施設の建築年・保有面積・光熱水費等のデータを総合的に管理するシステム。毎年、公有財産台帳から最新のデータをインポートし、ファシリティマネジメント推進の基礎データとなっている。

¹¹ 本計画策定時の組織名称。組織変更がなされた場合は適宜、読み替えるものとする。

¹² 公共施設全般に対する庁内の検討会議。企画政策課が所管し、公共施設のあり方、指定管理者、有料化などを所管する。